

平成30年12月21日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
「国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について」（平成30年12月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について

<検査の状況の概要及び所見>

1 改正適正化令の適用状況等について

(1) 基金事業としての性質の該当性の状況等

基金事業の中には、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが見受けられた。

所見:各府省は、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業について、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討すること

(2) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

基本的事項の公表が定められているのに、地方公共団体等において基本的事項が公表されていなかったり、各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかったりしていた基金が見受けられた。

所見:各府省は、基本的事項等が公表されていなかったなどの基金について、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても基金に関する情報を適時適切に公表するよう留意すること

(3) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

保有割合等が報告されていない基金が半数以上あり、基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていたり、保有割合等の報告に係る規定があるのに、報告されていなかった基金が見受けられたりしていた。

所見:各府省は、基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認すること。また、保有割合等の報告に係る規定がある基金について、地方公共団体等に保有割合等を報告させるよう周知徹底すること

(4) 国庫返納に係る規定の整備状況等

適用対象外補助金は、適用対象補助金と比べると、基金の見直しによる国庫返納のための終期前返納規定が定められていないものの割合が高く、また、基金規模の見直しに伴う国庫返納は全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係るものとなっていた。

所見:各府省は、適用対象外補助金についても、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討すること

2 基金規模等の状況について

今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていない基金が見受けられた。

所見:各府省は、基金の使用実績等により使用見込みを十分に把握したり、保有割合等を報告させたりするなどして、引き続き基金規模等の妥当性を十分に確認等すること